

桂川流域（相模川上流域）における 森林整備及び生活排水対策に係る 基本合意書

山梨県と神奈川県は、相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、両県が連携して山梨県内の桂川流域（相模川上流域）における森林整備及び生活排水対策の取組を実施することに合意する。

1 森林整備について

山梨県は多様な公益的機能を持つ貴重な財産である森林の適正な整備・保全のため、神奈川県は県民の水道水源を育む上流域の水源環境の保全・再生を図るため、間伐や間伐に必要な作業道の整備等を共同で実施する。

2 生活排水対策について

山梨県は流域の水質浄化のため、神奈川県は県民の水瓶である相模湖の富栄養化防止のため、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を共同で実施する。

なお、この基本合意を踏まえ、平成24年度からの事業実施に向け、今後、「水源環境保全・再生に係る山梨県と神奈川県との連絡協議会」において、具体的な事業内容、役割分担等を調整する。

平成23年11月1日

山梨県知事

横内正明

神奈川県知事

黒島知治